

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第一部 労働者状態

## 第五編 労働者の生活

## 第三章 住宅

概説 最近の勤労者の住宅事情は、一般に終戦の混乱期といわれている一九四五—四六年の状態とほとんど変化していない。しかし終戦直後に比較して、問題が多方面にわたって表面化しはじめ、しかも激化の一途を示している。

戦災に加うるに自然災害の増加は勤労者の住宅の質的量的困窮を助長し、終戦後の活発な住宅建築活動も、勤労者の住宅建設にはほとんど影響を及ぼさなかつた。

住宅不足 現在の住宅不足戸数については数多くの推計がなされているが、建設省の資料によれば四九年七月末現在で太平洋戦争直前の状況を基準として約三五三万戸の不足といわれ、戦後の復旧状況は極めて緩慢である(第一三一表)。この不足数は戦前の劣悪な住宅事情を基礎としたものであるが、その前提の下でも毎年少くも五五万戸を建設してなお一五ヶ年を要すると建設省は発表している。即ち戦前の建築活動は大体年三〇万戸位であり、戦後の建築活動はかつて例をみない年平均五二万戸と云う状況であつたが、この活動はすでに低下しはじめており半恒久的な不足として残されて行く傾向が見られる。

住居水準 建設省の資料によれば、全世帯中市部二〇・五%郡部七・二%の世帯が同居生活をして居る。又居住密度は一人当り市部三・二畳、郡部三・六畳で非常に低い。特に住宅の配分の不均衡から極端な過密居住住宅が増加し、市部に於て同居のない住宅について一人当り二・五畳未満の過密居住住宅は約六四万戸に達している(第一三二表)。例えば、東京に於ては過密居住住宅の数は次の如く推計されている。

1人当り畳数	戸数(戸)
一畳未満	一五、七〇〇
一畳以上一・五畳未満	八〇、〇〇〇
一・五畳以上二畳未満	一二七、四〇〇
二畳以上三畳未満	二三一、二〇〇
三畳以上	三四六、〇〇〇

実に六〇%近く一人当り三畳未満の住宅なのであり、そのうち約半数は二畳未満である。

なお全国に約五九万世帯の人々が住宅以外居住者として、壕舎、仮小屋などに暮している。

住宅係争 一九四八年中の借地借家関係事件統計(最高裁判所調)によれば戦前に比し土地建物の民事訴訟は三倍以上になつている。

すなわち全国裁判所において四八年九月末現在係属中の民事訴訟事件について総数との比を求めると、土地に関する訴え約一九%、建物に関する訴え約二八%、となり、一九四一年度の土地に関する訴え約六%、建物に関する訴え約八%に比しいちじるしく深刻な状況があらわれている。と

くに建物関係中では建物明渡しの訴の占める割合が多く地裁においては七三%、簡裁においては九〇%以上が建物関係中明渡しの訴の占める割合といわれている。

さらに借地借家調停事件は四八年度全国新受三一、二六一件で四七年度一三、八九三件に比し約二・二倍に増加し、家事調停を除く各種調停新受総件数の七〇%を占めている。これを四一年度の新受七、四七一件、人事調停を除く各種調停新受総件数の二二%を占めるにすぎないのに比し、実数、率ともに深刻なものを示している。

住宅難の階級 四八年一〇月に行われた大中都市を対照とした総理庁世論調査によれば、このことはかなり明瞭にあらわれている。

すなわちグラフ13および14の如く、生活程度が低いほど不満は多く、又職業別には勤労者、給料生活者に比較的不満が多い。戦災者引揚者はがまんのできない状態にあるものが三割以上もある。

住宅占拠 住宅の獲得は引揚者団体を中核とする遊休建物の占拠という、最も尖鋭化したかたちで現われ、遂に四七年夏議会両院に住宅問題特別小委員会を作らせるに至った。例えば東京に於ける目立った運動を列挙すれば次の通りである。

四六年八月 江東小学校三校の占拠  
" 一一月 烏山、田無寮の獲得  
" 一二月 毛利邸一部開放  
四七年七月 国分寺旧陸軍技研の獲得  
四八年一月 三鷹日本無線倉庫の獲得  
" 一〇月 烏山、第二烏山寮の獲得

この間に住宅獲得同盟が結成されるなど、民主団体、労働組合との共同闘争が活発に行われている。

公営住宅 住宅営団による公営住宅建設は営団の解散によつて、地方庁の手で行われる様になった。

これより以前に政府は国庫補助による越冬応急簡易住宅を四五年度に営団によつて、約四三、〇〇〇戸建設しているが、これは恐るべき不良住宅の集団建設事業といわれた。四六年から地方庁に建設が移譲され四八年までに年約九万戸の庶民住宅建設が行われた。

終戦後の都市における借家建設の大部分はこれである。しかし量的には勿論、質的にも、不十分なものであることは否めない。

この他国庫補助によるものとしては既存建物転用が四八年度まで七万戸余り、余裕住宅改造が四八年度まで四、〇〇〇戸余り行われたがこれ等はその後ほとんど行われていない。

国庫補助庶民住宅の建設は我国唯一の公営借家経営事業であり、勤労者にとつては唯一の住宅難解決の道であるにも拘わらず、最近それは急速に困難になりつつある。すなわち(一)建築敷地の取得の困難化、(二)地方財政逼迫特に地方起債の著しい制限による資金難、(三)建築費と生計費の不均衡による家賃負担の荷重増大、(四)貸家経営主体としての地方庁の不資格等が主因である。

即ち、一般的には、資材難に問題がかくれていた時期から重点が次第に住宅問題の本質である

家賃問題に移行して来たことは、庶民住宅建設事業にも明瞭に現われている。

この様な状況に拘わらず、国家の住宅投資は庶民住宅建設にはあまり熱が示されなかつた。四五年以降四九年度までに災害復旧住宅も含めて、約六七億が補助金として出されたが、公共事業費中に占める率は減じつゝある。

家賃問題 地代家賃統制令によつて、おゝいかくされていた家賃問題は、最近ようやく表面化して来た。三七年の家計調査によれば生計費中に占める食料費の割合は三七・六%、住居費一六・二%家賃一三・一%であつたものが四九年五月C・P・Sの借家世帯においては食料費五七・六%、住居費七・四%、家賃二・四%となつておりほとんどの借家階級が戦前の極貧者の生計状態にあるといえる。この場合に家賃のわずかの騰貴も全生計に破綻をもたらすことは明白であり、千差万別の家賃(四八年一月東京の家賃は一世帯当り最高一、三〇〇円最低一二円である)、現行家賃と新築家賃の極端な差で住宅問題を混乱させ、貸家企業、家屋修理の不可能の主因となつている。前述の借地借家調停事件についても新受件数の八一%は貸主からの申立てである。参考までに建築費の騰貴状況を図示するとグラフ15のごとくである。

災害 天災は我国に於てはむしろ人災であることが事実によつて明らかに証明されつつある。例えば風水害を中心とする土木災害とそれに対する国庫支出額の動きにみるとグラフ16の如くである。対策の貧困が災害を幾何級数的に増加させたことが明らかである。

四六年は南海震災で暮れた。四七年には四月北海道幾春別大火及び長野県飯田市の大火がつづき八月東北水害、九月カスリン台風による関東大水害が起つている。カスリン台風の復旧が進捗せぬまゝに東北地方の数多くの水害で暮れ四八年六月北陸震災、七月北陸水害、八月四国水害、九月アイオン台風による関東東海東北風水害、等々同一地方でも再三再四惨害に見舞われている。四九年になお二月能代及び明石大火、三月広島大火、五月北海道古平、山梨県谷村、北海道夕張の各大火、そして六月デラ台風が九州を襲い七月フェイ台風九州及びヘスター台風京都三重、八月ジュディス台風の再三の九州風水害そして八月末キティ台風が関東信越に災害を起したことなど、全く天災はそのとどまる所を知らないありさまであつた。

この様な「天災」に際して市民の復興闘争は我国民主運動史上特筆にすべきものがあつた。

市民は全く自力で復興をしなければならなかつたのである。全国的な民主団体の援助活動、復興計画に対する民主的諸要求も強く行われた。

これ等災害による住宅の喪失はいちじるしいものがあり、毎年平均一〇万戸即ち建設の二割近くが失われて居り、戦前平均五万戸に比し約二倍になつている。(第一三四表)

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始